外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る統合プロモーション実施業務
企画提案募集要領

１　目的

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業において採択された実証事業を有機的に連携させ、中部国際空港を利用する訪日外国人旅行者等に対し、４市（半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市）への新たな周遊導線を構築することで、送客及び周遊促進を図るとともに、各実証事業の利用促進を通じて効果検証、自走化及び横展開につなげる。

２　業務名

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る統合プロモーション実施業務委託

３　業務内容

別添仕様書のとおり

４　委託金額の上限

3,921,730 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
なお、委託料の支払い方法は精算払いとします。

５　委託契約期間

契約締結の日から 2027 年３月 26 日（金）まで

６　契約保証金

契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の２の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の３第３号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

７　委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された１者と業務仕様及び契約金額を委託金額の上限の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

８　応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とします。

（１）愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登載されており、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

大分類「03.役務の提供等」 中分類「03.映画等製作・広告・催事」－小分類「01.映画等制作」 小分類「02.広告」 小分類「04.デザイン」

（２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（３）応募受付期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けてい

ないこと。
（４）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
（５）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
（６）国税及び地方税を滞納していないこと。
（７）応募は単独に限らず共同事業体等でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。なお、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表する事業者が応募を行うこと。
ア　共同事業体等を構成する事業者いずれかが、応募資格の(1)の要件を満たす者であること。
イ　共同事業体等を構成する全ての事業者が、応募資格の(2)～(7)の要件を満たす者であること。

９　応募方法等

（１）募集期間

2026 年 11 月 13 日（金）から 20 日（金）午後３時まで

（２）企画提案書類の提出

本業務の受託を希望される方は、下記により必要書類を提出してください。

ア　提出期限

2026 年 11 月 20 日（金）午後３時まで（必着）

イ　提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前９時から午後５時まで）

※　郵送の場合は、書留等配達が証明できる方法としてください。

ウ　提出書類及び企画提案書作成方法

別紙１企画提案書作成要領のとおり

エ　提出部数

正本１部、副本９部とする。
※１部ずつセットすること。
※ただし、法人等のパンフレットのみ正本１セットで可

オ　提出先

〒460－8501　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号　本庁舎１階東
外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会事務局
（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課魅力発信グループ内）
担当：松田
電話：052-954-6476

カ　応募に関する条件等

- 企画提案書の提出は、１者１案とします。
- 応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しません。
- 資料の提出費用は、応募者の負担とします。また、提出資料は返却しません。
- 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理します。
- 採用された企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとします。
- 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は協議会と協議の上で決定します。
- その他詳細については、協議会と打合せの上、行うものとします。

キ　その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えるこ

とは認めません。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

10　提案の審査・選定等

（１）審査方法

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、協議会が設置する審査委員会において書面審査を行います。

（２）審査基準

別紙２企画提案書審査基準について評価し、総合的な審査を行います。

（３）通知

審査結果は、確定後速やかに応募者全員に対して文書にて通知します。

（４）契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、受託候補者と契約に向けた調整や手続き等を経た上で、協議会と委託契約を締結します。

その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしますが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

（５）その他

審査にあたっては提出された企画提案書等に基づきますが、追加資料の提出を求めることがあります。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じません。また、異義申し立ても一切認めません。

11　問合せについて

・本業務に関しての質問は、2026 年 11 月 18 日（水）正午までに、電子メールでのみ受け付けます。その際、電子メールの件名は「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る統合プロモーション実施業務に関する質問」とすること。
メールアドレス： kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

・質問への回答は、当該法人等に固有の質問を除き、2026 年 11 月 19 日（木）までに、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」へ回答を掲載する。

※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

12　スケジュール（予定）

質問書の提出期限	2026 年 11 月 18 日（水）正午
質問書に対する回答の公表	19 日（木）
企画提案書の提出期限	20 日（金）午後３時
企画審査委員会（書面審査）	下旬
以後、速やかに契約締結	

13　その他

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。

別紙１

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る統合プロモーション実施業務
企画提案書作成要領

１　委託業務内容

仕様書のとおり

２　提出書類

（１）　**提案応募書**（様式１、または様式１の内容を満たす任意の様式）

（２）　**業務実施体制**（様式２、または様式２の内容を満たす任意の様式）

・業務実施体制は、本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、部署名・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。

・類似事業実績は、本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去５年間の実績について簡潔に記載すること。

（３）　**見積書**（任意様式、A4 判縦）

※　宛名：「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会　会長　森田 勇人」

※　委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。

※　本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

※　本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

（４）　**企画提案書**（任意様式、原則 A4 判）で概ね 20 ページ以内

・仕様書を熟読の上、下記事項を順に記載してください。

Ⅰ　業務実施体制

Ⅱ　企画内容

（１）業務全体の方針について

①　業務を進める上での基本方針

②　業務実施の工程（プロセス）・スケジュール

③　協議会との連携体制

（２）業務内容について

①　プログラム名称、ロゴ、キービジュアルの制作

②　ランディングページの制作について

③　フライヤー、ステッカー及びバナーの制作

④　大型タペストリー用デザインデータの制作

⑤　大型タペストリー付近へのフライヤー配架用什器の準備

⑥　中部国際空港デジタルサイネージによるプロモーション

⑦　中部国際空港観光案内所及び名鉄トラベルプラザでの広報

⑧　名古屋市及び４市内等におけるプロモーション

⑨　SNS 広告

⑩　その他プロモーション（自由提案）

Ⅲ　成果物について

（５）　**「共同事業体協定書」の写し**（様式３）※　共同事業体を結成する場合

（６）　**委任状**（様式４）※　共同事業体を結成する場合

（７）　**その他資料**（法人等のパンフレット、過去の類似業務の実績報告書の写等）

別紙２

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る統合プロモーション実施業務
企画提案書審査基準

※　下線は、配点が高い項目

審査項目	審査の視点
1　業務実施体制	類似業務の実績、統括責任者・業務担当者のスキルや経験、他会社との連携などにより、十分なノウハウを備えているか。
2　業務全体の方針	①　業務全体の方針は、委託者の意図を十分理解したものか。 ②　実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールとなっているか。
3　業務内容	①　プログラム名称、ロゴ、キービジュアルの制作の提案内容は適切か。 ②　ランディングページの制作の提案内容は適切か。 ③　フライヤー、ステッカー及びバナーの制作の提案内容は適切か。 ④　大型タペストリー用デザインデータの制作の提案内容は適切か。 ⑤　大型タペストリー付近へのフライヤー配架用什器の準備の提案内容は適切か。 ⑥　中部国際空港デジタルサイネージによるプロモーションの提案内容は適切か。 ⑦　中部国際空港観光案内所及び名鉄トラベルプラザでの広報の提案内容は適切か。 ⑧　名古屋市及び４市内等におけるプロモーションの提案内容は適切か。 ⑨　SNS 広告の提案内容は適切か。 ⑩　その他プロモーション（自由提案）
4　経費見積	企画提案内容に対して妥当なものとなっているか。
5　総合評価	総合的に判断して、「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業」の事業目的の達成に繋がる提案がなされているか。